

随意契約（相手方指定）調書

件 名	東日暮里学童クラブ運営準備業務委託	No.5200587
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年9月30日	
契約金額	2, 547, 600円	

契約相手方	株式会社M I R A T Z (法人番号：9011501015948)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	学童クラブ運営業務委託(汐入学童クラブ/東日暮里学童クラブ) 学童クラブ運営準備業務委託(東日暮里学童クラブ)
対 象 案 件 及 び 指 名 業 者 (案)	(1)プロポーザル案件・2件 ※対象となる指名業者(案)は、次ページのとおり
特命理由	本件は、学童クラブの運営及び運営準備業務を委託するものである。 業者選定については、児童に対する人的サービスの面が極めて大きく、質の高いサービスの継続が求められる分野であり、安定的な運営能力と豊富な経験・実績が必要であることから、提案評価方式により業者選定を実施した。 主管課からは、「荒川区学童クラブ及び放課後子ども教室運営事業者候補者選定に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置のうえ、プロポーザル参加事業者の評価・選定を行い、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、裏面の各業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 (1) 候補者の選定に当たっては、外部委員を含めた評価委員会により評価基準を定め、申し込みのあった2社に対し、業務の実施体制や事業内容等について、評価・採点を行った。 (2) 評価委員会による審査の結果、選定業者となった2社は、総合評価において70%以上の総合点を獲得している。特に、職員を継続的に確保するための方法や児童の安全管理体制が確立されている点で、高い評価を得ていることが確認できている。 以上の理由から安定的かつ確実な業務履行が期待できるため、選定は妥当であると判断し、裏面の各業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) ○運営業務委託に関して、長期継続契約とする契約を定める条例(平成17年条例第56号)及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの長期継続契約を締結する。

指名業者一覧(準備業務委託契約についても同事業者)

1 学童クラブ運営業務委託(汐入学童クラブ)

業者名 社会福祉法人雲柱社

代表者 理事長 小磯 満

所在地 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

2 学童クラブ運営業務委託(東日暮里学童クラブ)

業者名 株式会社MIRATZ

代表者 代表取締役 岩田 陽介

所在地 埼玉県川口市川口六丁目3番14号 3F